

論証

事例1

債権者が主張する1000万円の債権は全額存在しないことの確認を求める訴え

事例2

債権者が主張する1000万円の債権のうち900万円は存在しないことの確認を求める訴え

事例3

債務が100万円を超えては存在しないことの確認を求める訴え

1 訴訟物の特定（事例3の問題）

この場合、請求額の上限が明示されていないから、訴訟物（請求）の特定を欠くように思われる。

しかし、請求の特定が要求された趣旨は、①裁判所に対する審判対象の明示、②被告に対する防御対象の明示にある。ここで、債務不存在確認の訴えの場合、**請求の趣旨・原因や一件記録を斟酌**することで、①裁判所は審判対象を把握できるし、②被告である債権者も防御対象を把握できる。

したがって、訴訟物の特定は認められる。

2 一部認容判決の問題（事例1、事例2、事例3共通の問題）

裁判所が、審理の結果、残債務額が200万円であるとの心証を抱いた場合、200万円を超えて債務は存在しないことを確認するとの判決をすることはできるか。

この点について、これは一部認容判決の一種とみることができる。ではこのような一部認容判決は処分権主義との関係で適法といえるか。

この場合、残債務の数額について確定することを債務者たる原告は望んでいないと思える（一部でも棄却部分が含まれる場合は、残債務額の確定を後訴で争い得る点で、一部認容判決より全部棄却を望むと考えられるからである。）。

しかし、合理的な原告の意思を考えれば、さらに別訴を提起して残債務額を確定するより、当該訴訟において一挙に紛争を解決することを望むはずである。また、被告たる債権者にとっ

●最判昭40.9.17
【百選71】

て一部認容判決をすることが不意打ちになるものでもない。

以上から、裁判所は債務の一部不存在確認に対して、上記のような判決はできるし、またするべきである。

したがって、本件判決は処分権主義に反せず適法である。

- 3 では、原告は自認部分について後訴で争うことはできるか。
(事例2・事例3の問題)

原告が100万円を超えた部分についての審判を求めた以上、訴訟物は、自認部分を超えた部分とみるべきである（厳密には訴訟物の分断が可能であることを論証すべき。**論点** 一部請求の可否（19頁）参照）。

したがって、自認部分100万円については、既判力は及ばない。

そうすると、後訴で自認部分を争うことは既判力に反せず、許されるかに思われる。

しかし、後訴を無限定に認めることは、被告にとって酷であるし、訴訟経済にも反する。

そこで、前訴が請求棄却ないし一部認容判決の場合、自認部分を争うことは禁反言に触れるとして、信義則上認められない（2条）と解する。

●最判昭40.9.17
【百選71】

【自認部分を争うことを肯定する立場】

自認部分に既判力が及ばないとしても、それを後訴で争うことは禁反言に触れ許されないようにも思える。

しかし、原告が自認をする理由は様々であり常に積極的に自認をしているわけではない。

そのため、後訴で自認部分を争うことは認められると考える。